

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(訪問介護及び介護予防訪問介護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： \_\_\_\_\_ 株式会社 ASUMO

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

アスモ		TEL 0568-37-1517	
重要事項説明者		管理責任者	久米 敦子

2. 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アスモ
所在地	愛知県春日井市美濃町二丁目119番地
介護保険指定番号	訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 (愛知県 2372503694号)
サービス提供地域	春日井市、小牧市、名古屋市守山区

※上記地域以外の方でご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～日	午前9:00～午後6:00
-----	---------------

(3) 職員体制

職 種	資 格
管理者 1名 (常勤・サービス提供責任者兼務 1名)	介護福祉士
サービス提供責任者 1名以上 (常勤兼務 1名)	介護福祉士
訪問介護員等 2. 5名以上 (常勤換算)	介護福祉士、実務者研修、 介護職員初任者研修(※1)
事務職員 1名以上	

(※1 旧 ヘルパー2級修了者含む)

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日・土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様及びそのご家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. サービス内容

サ ー ビ ス の 内 容
(1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等
(2) 生活援助 ① 買 い 物 ② 調 理 ③ 掃 除 ④ 洗 濯 等
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 (要支援の方のみ) ① 自立支援を目的とした「身体介護」や「生活保護」等を行います。
(4) その他サービス ① 介護相談 等

4. 利用料金 (別紙「訪問介護サービス利用料及び加算表」参照)

(1) 利用料	<p>1) 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。</p> <p>① 身体介護 ② 生活援助</p> <p>2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。</p> <p>① 訪問型独自サービス (Ⅰ) … 1週に1回程度 ② 訪問型独自サービス (Ⅱ) … 1週に2回程度 ③ 訪問型独自サービス (Ⅲ) … 1週に2回を超えた場合</p>
(2) 交通費	<p>当事業所が指定するサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。</p> <p>サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。</p> <p>① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満500円 ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上</p>

	1,000 円	
(3) キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	上記以降でのご連絡の場合	予定されていたサービスに対応する利用料(非課税)を申し受けます。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
(4) その他	<p>① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用様のご負担になります。</p> <p>② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はご利用者様のご負担になります。</p> <p>③ 料金の支払方法 料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにお支払いください。お支払い方法は原則、銀行または、郵便局引き落とし、または現金集金とさせていただきます。</p> <p>④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。</p> <p>⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。</p> <p>⑥ ご利用者様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーを変更する場合もございますのでご了承下さい。</p> <p>⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。</p>	

## 5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始	<p>まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。</p> <p>※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。</p>
(2) サービスの終了	<p>1. 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期</p>

	<p>間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。</p> <p>2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。</p> <p>3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。</p> <p>① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合</p> <p>② 事業者が守秘義務に反した場合</p> <p>③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合</p> <p>④ 事業者が破産した場合</p> <p>4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。</p> <p>① 利用者のサービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合</p> <p>② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合</p> <p>③ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態である事が明らかになった場合。</p> <p>5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。</p> <p>① 利用者が介護保険施設に入所した場合</p> <p>② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合</p> <p>③ 利用者が死亡した場合</p>
(3) 事故発生時の対応	<p>ご利用者様に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。</p>

#### 6. 当事業所の訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の特徴など

事 項	有 無	備 考
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	必要に応じ随時作成
秘密保持の確認記録	有	採用時に誓約書作成いたします

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

## 8. サービス内容に関する苦情

利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

### (1) 当事業所ご利用者様相談・苦情窓口

担当/電話	前田 裕士 / 0568-37-1517
-------	----------------------

### (2) その他（当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

窓 口	電 話 番 号
愛知県国保連合会 苦情調査係	052-971-4165
春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当	0568-85-6921
小牧市役所 福祉部 介護保険課	0568-76-1197
守山区役所保健福祉センター福祉部 介護・保健・福祉相談窓口	052-796-4558
天白区役所保健福祉センター福祉部 介護・保健・福祉相談窓口	052-807-3897

## 9. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所は必要性に応じてご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理者 氏名：久米 敦子

#### 10. 身体拘束について

- ①事業所は、サービスの提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、利用者・家族等の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。
- ②事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。
- ③事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。
- ④従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的を実施することとします。

#### 11. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

#### 12. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

#### 13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施および結果公表は、実施しておりません。

別紙 訪問介護サービス利用料及び加算表

◆ 利用料

身体介護中心型	単位	料金※
・ 20 分未満	163 単位	1,698 円
・ 20 分以上 30 分未満	244 単位	2,542 円
・ 30 分以上 1 時間未満	387 単位	4,032 円
・ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位	5,908 円
・ 以降 30 分を増すごとに算定	82 単位	854 円
・ 生活援助加算	65 単位	677 円

※負担額 1 割の場合 なお、請求額については合計額が上下する場合がございます。

◆ 訪問型サービス 独自サービス利用料

サービス内容	単位	料金※
・ 訪問型独自サービスⅠ	1,176 単位	1,176 円
・ 訪問型独自サービスⅡ	2,349 単位	2,349 円
・ 訪問型独自サービスⅢ	3,727 単位	3,727 円

- ① 訪問型独自サービスⅠ・・・1週に1回程度（要支援1・2）
- ② 訪問型独自サービスⅡ・・・1週に2回程度（要支援1・2）
- ③ 訪問型独自サービスⅢ・・・1週に2回を超えた場合（要支援2）

※負担額 1 割の場合 なお、請求額については合計額が上下する場合がございます。

◆ 介護職員等処遇改善加算

サービス区分	介護職員等処遇改善加算
訪問介護	新加算Ⅱ 22.4%

◆ サービス加算

加算項目	単位・加算率
・ 初回加算	200 単位
・ 緊急時訪問介護加算	100 単位
・ 夜間早朝加算（6-8 時、18-22 時）	25%加算
・ 深夜加算（22-6 時）	50%加算
・ 2 人の介護職員等の場合	200%加算

◎平常の時間帯（8-18 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、利用金額に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象となります。